

令和 2 年度事業計画書

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

○ 令和 2 年度事業計画書

令和 2 年 1 月に茨城県から静岡県にかけて第三管区海上保安本部管内で発生した船舶海難の速報値の発表があり、平成 30 年から統計の計上方法が変更されたことによる影響は明確ではないが、海難総数は 367 隻となっており、その内 272 隻（全体の 74%）を小型船（プレジャーボート、漁船、遊漁船）が占め、事故の原因は、見張り不十分、機関取扱不良等のヒューマンエラーによるものが約 8 割を占めている。

こうした現状に鑑み、当協会では、「令和 2 年度 海の事故ゼロキャンペーン実施計画(全国海難防止強調運動実行委員会決定)」における重点項目の小型船舶の海難防止に関する推進項目を踏まえ、海の安全運動推進連絡会議で策定される「令和 2 年度海の安全運動実施計画」に基づき、海上保安庁等と連携しての安全パトロール、海上安全講習会や、海上安全に係るルール・マナーの指導、研修、ヨットセーリング競技や各種海上イベントにかかる監視警戒等の活動を通じて、海上安全と海難防止に努める。

また、初歩的ミス海難も多く見られることから、海技免状を取得して間がない方々、航海の経験が浅い方々に対する海難防止対策として航海実技講習の開催や国際 VHF の利用拡大を促進するための特殊無線技士資格養成課程講習を開催し、小型船舶の安全確保に努め、海上の交通安全、海難防止を図っていく。

さらに、大勢の人が集まるイベント等に積極的に参加するなどして、公益社団法人関東小型船安全協会を広く社会にアピールしていく。

1 海上安全活動事業（公益目的事業 1-1）

(1) 海上安全指導員連絡調整会議

支部ごとに同会議を開催し、海上安全指導員相互の海上安全情報に関する意見交換を行うとともに、海上保安部等からの情報、指導を得て、研修や指導方針等について連絡調整を行う。

(2) 海上保安官と海上安全指導員との合同パトロールの実施

救命胴衣の全面着用義務化が実施されたことから、海洋レジャーが活発化する時期を中心に、海上保安官と合同による海難防止、海事法令の励行、安全運航に関するルールとマナー、救命設備の備え付けや海域情報の提供及び 118 番の活用等航行の安全に関する指導、啓蒙及び海上安全の広報活動を実施する。

(3) スマートフォンアプリ「マリンコンパス（小型船舶の動静等の情報共有システム）の普及協力

昨年度から開始した事業で小型船舶の運航計画・活動情報を、家族・友人等の間で共有することにより、より安全、安心な海洋レジャーの発展に寄与するものと考えられるところから、これの利用拡大を推進する。

- (4) 「Boat Crew Seamanship Manual (和訳版)」(米国沿岸警備隊が作成した小型船舶運航のノウハウ、シーマンシップのあり方を網羅したマニュアル)を小型船舶の交通安全思想の普及に資するものとして有用と考えられるところから、多くのプレジャーボート等小型船舶の運航者を中心に広めていく。
- (5) 調査・研究事業
当協会の知見を活かしたプレジャーボート等小型船舶の安全航行に資する調査・研究を実施する。

2 教育活動事業(公益目的事業 1-2)

(1) 海上安全講習会

海洋レジャーが活発化する前に、所属支部、マリーナ等団体ごとに講習会を開催する。

講師に海上保安部職員及び海事専門家、気象予報士等を招き、海上の安全講習を実施し、

- ・ 海事関係法令
- ・ 海域利用のルールとマナー
- ・ 安全運行に必要な知識
- ・ 技能の実技指導
- ・ 機関の運転・整備
- ・ 海難事例から見た安全対策
- ・ 気象・海象
- ・ AED 取扱い

など、プレジャーボート、ヨット、水上バイク、ミニボート等の小型船にかかる航行の安全と海難の防止を図る。

(2) 初任者に対する航海実技講習の開催

海技免状を取得して間がない初任者や航海未経験者等を対象にした実技講習を行い、安全で安心な航海ができるようにすることを目的として講習するもので、公募により、夜間及び昼・夜間、東京湾内及び幅狭海域や運河・浅瀬等危険海域周辺を航行して、海上安全指導員による実技指導を行い、初任者の質の向上と航行の安全、海難防止を図る。なお、昨年度好評であった昼間と夜間に同じ航走路を航走し、明るい時との見え方の比較を行うコースについては、更に講習内容の充実を図る。

(3) 無線従事者免許取得のための養成課程講習の開催

認可された講習機関とする当協会が講習を開催し、第3級、第2級海上特殊無線技士資格取得の養成課程を年間8回開催し、無線従事者の増加を図り、国際VHFの普及、促進による安全航行の確保を図る。

3 広報活動 (公益目的事業 1-3)

(1) 小安協ニュースの発行

小型船の安全運航に関する事項、支部の活動状況、関係官庁及び協会の周知事項等の情報提供を行う。

年間2回発行する。

(2) その他の広報活動

東京湾案内図、安全運航の冊子、マリンコンパスのパンフレット等を作成し、各支部、地域で開催するボートショー、海洋フェスティバル等に参加して、海洋レジャー愛好者に対する海上安全の啓蒙活動と小安協への加入を呼びかける。

4 安全で秩序ある海洋リクリエーションの普及と広報活動

(1) 海洋学習と体験乗船（公益目的事業2-1）

児童を対象にした「海洋教室」や「体験乗船会」を開催し、海に親しむ機会を持ってもらうと同時に、海洋利用を誘導して健全な海洋リクリエーションの普及、促進に努める。

(2) 海上イベントの参加・協力（公益目的事業2-2）

青少年が参加するボート天国、花火大会、港まつりや海上パレード、ヨットセーリング競技等各種行事に積極的に参加、協力して、海上の安全、海洋リクリエーションの普及、促進に努める。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会への協力（公益目的事業2-2）

国家的事業である2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催に伴って、同大会における江の島沖ヨット等のセーリング競技に際して、組織委員会からの要請を受け、競技会場の安全を図るため、海上安全指導員を中心にコラボレータ(専門家ボランティア)として安全な競技のための警戒に協力する。

4 その他

会員の増強

(1) 海上安全講習会や各種事業に参加して、協会事業の主旨をアピールし、正会員、賛助会員の増加を図る。

(2) 初任者航海実技講習、無線従事者養成講習等通じて、参加を働きかけ正会員等の増加を図る。

(3) ホームページの充実を図り、会員の増加を図る。